

提 案 理 由

議案第63号

損害賠償の額を定め和解することについて

理 由

本件は、市が所有・管理する敷地における事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものである。

【事故の概要】

令和4年7月5日、午後8時20分頃、養父市大屋町若杉地内の旧若杉分校跡地の石積み擁壁が自然崩落し、隣接する住宅建物の一部を損壊及び家財の破損をさせたもの

■損害賠償の額 3,071,104円

■過失割合 市の過失100% 相手方0%

議案第64号

令和4年度養父市一般会計補正予算（第4号）

理 由

本件は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う支援対策として、必要となる経費の補正を行うものである。